

地方分権・規制改革の推進に係る具体的な提案事例

特に速やかに、移譲すべき個別の事務事業、廃止・縮小すべき個別の規制・関与

1 国から県へ移譲すべき事務

	項目	理由
1	4 ha を超える農地転用許可を県に移譲すること。なお、2 ha を超える知事の許可については国への事前協議制を廃止すること。	法律に定められた許可基準に基づき、地域の実情を踏まえ、地域レベルで土地利用のあり方を政策的に判断して処理すべき。
2	商工会議所法に係る許認可権を都道府県に移譲すること	国が所管している権限（設立認可、定款変更のうち、目的・事業・役員・議員に関する事項等）は県域を超えた広域的調整が必要な事務とは考えられないこと、及び商工会議所は地域に密着した経済団体であり、地域の実情に即した商工行政を推進するうえで、その監督権限は地方へ移譲すべき。
3	認可申請手続きの一層の簡素化を進めるとともに、給水人口が5万人を超える水道事業の認可・指導監督権限を県へ移譲すること	水道事業は住民に密接なものであり、ライフラインの危機管理を県内で一体的に実施するために県へ移譲すべき。
4	民生児童委員の任命権限を基礎自治体へ移譲すること	住民福祉の増進等にあたって重要な役割を果たす民生委員・児童委員について、委嘱から指揮監督に至るまで基礎自治体で一元的に処理できるようにすべき。
5	砂防指定地・地すべり防止区域の指定権限を県へ移譲すること	砂防指定地、地すべり防止区域の管理は知事が行っており、指定と管理は一体的に処理する必要があること。また、指定事務の遅延が砂防事業、地すべり防止事業の円滑な実施の支障となっていることから、その指定権限を県へ移譲すべき。
6	民有保安林指定の解除事務のうち、指定理由の消滅にあつては1ha未満、公益上の理由にあつては5ha未満の事務を県へ移譲すること	民有保安林の解除事案は、大臣権限に係るものが大部分であり、県及び国の審査に多くの時間を要しており、一部公共事業等の実施に支障をきたしている状況にある。 その権限を直接利害の有する県へ移譲することにより、迅速な保安林解除を進めることが必要。

2 県から基礎自治体へ移譲するにあたって支障となる制度上の制約

	項目	理由
1	基礎自治体が保健所を設置する場合の設置要件を緩和すること、及び広域連合や一部事務組合による共同設置や既保健所設置市への委託を可能とすること	地域の実情を踏まえ、住民に身近な基礎自治体が保健所機能を有し得るよう、単独設置、広域連合・一部事務組合による共同設置、他の保健所への業務委託等のいずれかの手法をとれるよう、現行設置要件の緩和が必要。
2	大規模小売店舗の新設の届出及び特定工場の新設の届出に係る基準面積等の条例制定を、基礎自治体が行えるよう制度の見直しを行うこと	基礎自治体で一連の事務を自己完結的に実施することにより、地域の実状に応じた自主的かつ効率的な取組みが可能となるため。
3	広域調整が必要なものを除いて、基礎自治体が実施主体となる都市計画の決定権限を県から基礎自治体へ移譲できるよう制度の見直しを行うこと	市町村合併により規模・能力の向上が図られた市町に対して、広域調整の必要性の少ない市町管理の都市施設にかかる都市計画を移譲することにより、都市計画を適時適切に定め、自律的・効率的な都市計画行政を推進することが可能となるため。

	項 目	理 由
4	母子寡婦福祉資金について、貸付・償還事務を市及び福祉事務所設置町において実施できるようにすること	母子家庭等の自立支援を促進する上では、母子家庭等にとって、より身近な自治体である市町において、相談から支援まで一貫した福祉サービスを展開できるようにすることが重要であり、母子福祉資金の貸付等についても、市及び福祉事務所設置町において、直接実施する方が、自立支援を促進する上で、より有益であるため。
5	麻薬取扱者に対して県及び保健所設置市が交付する免許は、当該県及び市の区域のみでなく、国内全域で有効となるよう制度の見直しを行うこと。	麻薬取扱者免許は勤務地を変わる者も多く、免許事務を保健所設置市に移譲した後、市域を超えて異動する場合、免許有効期間内でも免許失効、新規申請が生じるなど、免許を有する者にとって手続の煩雑さや手数料納付がその都度必要となるなど不利益が生じる。
6	婦人相談所の売春防止法による設置義務（都道府県設置）を見直し、政令市や中核市においても設置できるよう制度の見直しを行うこと。	複雑多様化する暴力被害者の保護等について、住民に身近な政令市や中核市において相談から保護、自立支援まで対応可能な体制を整備することが求められており、地方分権推進の観点からも設置基準の見直しが必要である。
7	町村が福祉事務所を設置した場合の財源措置については、市と同様、普通交付税で措置すること。	町村設置福祉事務所に係る財源措置は、福祉事務所の運営費が経常的経費であることから、本来、普通交付税で措置されるべきにもかかわらず、特別交付税（12月分）で都道府県・町村間で調整する扱いとなっているため、普通交付税に比べて安定性に欠けるなど設置運営上の課題がある。普通交付税による財源措置により町村での福祉事務所設置の推進が可能となる。

3 民間開放を阻害する制度上の制約

	項目	理由
1	主要農作物種子審査について、民間で実施できるよう制度の見直しを行うこと	一定の能力等があると認められた民間で実施可能な事務であり、知事が能力等を認めた者において審査ができるようにするなど、民間開放すべき。

4 廃止・縮小すべき関与・義務付け

	項目	理由
1	保健所長の医師資格要件を廃止すること	保健所長には、多職種から成る保健所の組織管理能力、地域の医療・保健衛生の関係者等との調整能力、更には健康危機発生時の危機管理能力などが求められており、医師を別途職員として配置することを前提に医師資格要件を廃止すべき。
2	都道府県における精神医療審査会など各種審議会の必置規制を見直し運用の弾力化を図ること	措置入院者の退院審査等を行う精神医療審査会やその事務を担う精神保健福祉センターは、県と指定都市に必置とされており、保健所設置市に対してこれに関する一連の事務（入院措置等）の権限移譲ができない現状がある。指定都市以外の保健所設置市が、自主的に対応できるよう、県・指定都市への必置規制を廃止し、運用の弾力化を図るべき。 また、精神医療審査会以外の審議会等についても、設置するかどうか、また設置方法も含めて、地方の主體的な判断に委ねるべき。
3	児童福祉施設等における施設設置基準、職員配置基準等の最低基準を見直すこと	調理員の配置に係る必置規制は、特区により見直しがなされているが、調理室の設置については、依然として省令で必置規制が続いている。国の定める基準は真に必要なものに限ることとして、地方の自主的な判断によるべき。
4	社会福祉法施行令の規定に基づく、福祉サービス利用援助事業等に係る運営適正化委員会の委員の選任方法を簡素化すること	事業実施主体である運営適正化委員会（都道府県社協内に設置）の委員の選任に当たっては、選考委員会の同意を得て都道府県社協が選任することとなっているが、選考委員会の同意を不要とし、事務の簡素化を図るべき。
5	特別保育等の補助基準を緩和すること	特別保育等の事業の実施にあたっては、入所児童の条件、施設の規模や職員の配置など細かな基準が設けられており、市町村の工夫でその地域の事情にあった保育サービスの提供ができない。
6	日常生活支援事業の補助基準を緩和すること	日常生活支援事業において国庫補助単価が詳細に定められ、運用に支障がある。単価設定を各都道府県の裁量で行えるよう、補助基準の改善を行うべき。
7	社会福祉施設の施設整備基準を緩和すること	社会福祉施設等の施設整備に係る国庫補助については、法令や通知において国庫補助金の補助基準が定められている。また、最低基準により、例えば保育所であれば、年齢により必要な面積が乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室で定められていたり、調理室の設置や1歳児では医務室、乳児の場合には保健室の設置が必要などとされているため、基準を満たすべく施設整備を行うこととなり、地域の実情に応じた施設整備ができない状況にある。

	項 目	理 由
8	中小企業労働力確保法及び介護労働者法における県知事による改善計画の認定事務を廃止すること	国の関係助成機関（雇用・能力開発機構等）から助成を受けるためには、知事への改善計画認定申請と助成機関への申請という二重手続きとなっており、申請者の負担軽減を図るため、助成機関への申請に一元化すべき。
9	特定重要港湾に係る入港料の事前協議を見直すこと	特定重要港湾に係る入港料に係る国の事前協議（同意）については、平成12年4月に認可制から制度改正されたところであり制度の定着状況も考慮する必要があるが、地方議会の議決を経ているものであること等を踏まえて、国の許可制度を見直し、港湾管理者が自主的・総合的に港湾を管理することができるようにすべき。
10	土地利用基本計画や、自然公園計画、都道府県農業振興地域整備基本方針など地方公共団体が策定する各種基本計画等について、国・県への協議（同意）制を廃止すること	地方公共団体が策定する各種計画は、国・県が策定する上位計画に則して策定することが個別法上義務付けられており、必要以上の国の関与は廃止すべき。
11	保安林解除における国への事前協議（同意）制を廃止すること	県が権限を有するその他流域（重要流域は国の権限）の保安林指定の解除については、地方が、国の定めた基準等に基づき自己決定・自己責任のもと自らの判断で行えるようにすべき。
12	都道府県交通安全対策会議委員に係る選任基準を緩和すること	交通安全対策基本法に定める委員について、地域の実態に合ったものとするため民間を含めた幅広い層から専任できるようにすべき。
13	市町村が実施する国庫補助事業に関する県の指導監督事務を廃止すること （指導監督事務の内容） ・事業主体の事業実施計画書作成に当たっての指導 ・県内の事業実施計画書のとりまとめと国に対する詳細説明の実施 ・国からの指摘事項に対する事業主体への伝達と事業実施計画書修正に当たっての指導 ・事業実施に係る事務的事項（関係文書、連絡事項）の伝達	市町村が事業主体となって国庫補助金の交付を受けて行う補助事業の一部においては、県は事業の実施に当たって直接関与しないにもかかわらず、補助金等の交付要綱において、県内市町村に対して事業執行上の指導監督を行うこととされ、これに必要となる事務が「指導監督補助金（交付金）」の対象として制度に組み込まれている。 広域的観点からの市町村間の調整等の県が関与すべき分野は当然に自治事務として執行するものであるもので、補助事業の実施に伴って必要となる国との連絡調整、指導等の事務については、県の関与を排除し、国が事業主体に対して直接行うように制度改正すべき。 （対象事業の例：街なみ環境整備事業補助金、住宅市街地総合整備事業補助金、まちづくり交付金）
14	中山間ふるさと・水と土保全対策事業の事業推進に係る指導體制に関する指導を緩和すること	各県の取組み状況にかかわらず、財源としての基金に国庫補助金が当たっていることから、会計検査の指摘に対する対応として全国一律に県主体の委員会、指導員を置き事業を指導することについての指導があるが、地域主体、民間中心の取組を進めるため、必要以上の国の指導はなくすべき。
15	国立大学法人に対する寄附金支出に係る総務大臣協議を廃止すること	地方公共団体が国立大学法人等に対して研究開発等の実施に要する経費を負担するための寄附金等を支出する場合、あらかじめ総務大臣に協議し、同意を得ることとされているが、寄附は地方の裁量で行えばよく、国への協議は廃止すべき。
16	国土利用計画法に基づく計画変更に伴う国土交通大臣協議を廃止すること	現状における計画等の変更は、都市計画法、森林法等の個別規制法で審議されたものの追認となっており、あらためて大臣協議を行う意義は薄い。

	項 目	理 由
17	教育委員の定数についての規制を撤廃すること	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条に教育委員会委員の人数が定められている。(都道府県・市6名以上, 町村3名以上)</p> <p>都道府県や市町村によって人口規模は大きく異なり, 各自治体が抱えている教育問題や内容も相違しているため, 各自治体の判断で教育委員の人数を増減をできるようにすべき。</p>
18	市町村が設置した幼稚園の設置・廃止に係る都道府県の関与を緩和すること	<p>市町村が設置した幼稚園を設置若しくは廃止する場合, 県の認可が必要である。しかし, 県が職員の派遣や経費を支援しておらず判断できない。市町村の判断で設置や廃止を決定すれば良く, 認可ではなく届け出にすべき。</p>
19	補助事業で整備した施設の転用基準を緩和すること	<p>補助金相当額の国庫納付を求められることなく, 補助事業で整備した施設を転用するには, 変更後の内容が本来補助事業として採択され得る内容でなければならないなど, 非常に厳格な運用が行われており, 耐用年数が長期に及ぶ施設の利用計画変更に支障が生じている。</p>
20	各種道路の施工区分等についての国土交通省と農林水産省の間での承認協議を廃止すること	<p>事業主体である県の組織内で, 各種道路の施工区分等について協議し調整を図っているにもかかわらず, 国交省・農水省の両省で承認協議を行っている。</p> <p>「補助金の二重投資の防止」という当初の趣旨は理解できるが, 地方分権が進展した今日では協議の必要性はない。</p>
21	地方自治法に規定する地方公共団体の組合の設立等に関する都道府県知事による許可を廃止すること	<p>市町村の一部事務組合や広域連合といった地方公共団体の組合は, 市町村が単独では事務処理が困難なものについて, 共同処理するために制度化されているものである。</p> <p>組合の設立, 組織・事務・規約の変更, 解散に当たっては関係地方公共団体が協議(議会の議決)を行って決定すれば十分であり, 関係地方公共団体の判断を尊重し, 現行の都道府県知事による許可制度から都道府県に報告を行う制度に改めるべきである。</p>
22	地方自治法に規定する財産区の事務に係る都道府県知事の関与を廃止すること	<p>財産区議会条例の提案・公布, 監査, 紛争の裁定といった財産区に対する都道府県知事の関与については, 市町村と財産区の利害が相反する場合を想定して上級庁として位置付けられていた都道府県を関与させてきたものと考えられる。</p> <p>財産区に関する事項は市町村をまたがる問題ではなく, 個別市町村内部の問題であるため, 地方分権の時代にあっては, 当該市町村の責任において解決を図ることとし, 都道府県知事による関与は廃止すべきである。なお, 紛争の裁定については, 財産権に関する事項であることから, 第三者機関による解決を求めるのであれば, 司法制度を活用するのが適当と考える。</p>

	項 目	理 由
23	地方自治法に規定する市町村の予算，条例の制定改廃に係る都道府県知事への報告・届出の義務付けを廃止すること	<p>市町村は，議会の議長から予算の送付を受けたとき，又は条例を制定改廃したときは，都道府県知事に報告（内部組織の設置に係る条例の制定改廃については届出）しなければならないとされている。</p> <p>予算にあつては，補助金に関する事務等で別途関連する部分のみの提示が必要とされるなど，報告を受けても事実上活用していない。条例については，既に成立した条例に対して技術的な助言や勧告を行うことは現実的には難しく，内部組織の設置については地方公共団体が自らの判断で行うべきもので，これらの報告・届出を市町村に求める必要性はきわめて少ないと考えられるため，市町村に対して報告又は届出を義務付ける現行制度は廃止すべきである。</p>
24	地方公務員等共済組合法及び同法施行令に規定する市町村職員共済組合の業務に関する都道府県知事による関与を廃止すること	<p>市町村職員共済組合の業務について，都道府県知事は，その執行の監督及び業務財産状況の監査を行うとともに，組合の療養及び指定訪問看護に関する短期給付について関係者に対し，報告・関係書類の提示等を求めることができるとされている。</p> <p>市町村職員共済組合は，市町村の職員により組織される団体であり，組合の事業に要する経費が組合員である市町村の職員による掛金と市町村による負担金で賄われていることを考えると，その業務運営は関係市町村が責任をもって行うべきであり，都道府県知事が関与する現行制度は廃止すべきである。なお，業務財産状況の監査については，監査法人による監査を活用するのが適当と考える。</p>
25	<p>県域団体が実施する国外郭団体の畜産振興補助事業に係る県の指導事務等関与を廃止すること</p> <p>（指導事務の内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主体の事業実施計画書作成に当たっての指導，審査，承認 ・ 国外郭団体からの指摘事項に対する事業主体への伝達と事業実施計画書修正に当たっての指導 ・ 実績報告に係る証拠書類等の確認 ・ 事業実施に係る事務的事項（関係文書，連絡事項）の伝達 	<p>県域団体が事業主体となって国外郭団体（（独）農畜産業振興機構等）から補助金の交付を受けて行う畜産振興事業において，県は事業の実施及び補助金の交付に当たって直接関与しないにもかかわらず，事業実施要綱，業務方法書において，県域団体に対して事業執行上の指導を行うこととされ，これに必要な事務経費が県への委託費として組み込まれており，県が事務を受託しない場合は，県域団体の事業が採択されない制度となっている。</p> <p>分権改革推進の観点から，本事業については，県の関与を廃止し，国外郭団体が事業主体に対して直接行うように制度改正すべき。</p> <p>（対象事業の例：畜産総合対策推進指導費，肉用子牛価格安定対策事業，生乳流通対策費，学校給食用牛乳供給促進事業）</p>

5 国からの通知・通達等により不適切な対応を余儀なくされている事務

関係省庁・項目	不適切な事例
<p><総務省> 消防本部が整備する消防救急無線の広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用に関する整備計画の策定</p>	<p>消防救急無線のデジタル方式への移行については、消防本部がそれぞれ単独で整備するより、共同事業化し、なおかつ指令業務についても共同運用とした方が大規模災害への迅速な対応等が可能であるとして、都道府県に対して両業務に係る整備計画を平成18年度までに策定するよう通知があった。 そもそも消防救急無線の整備等は消防本部を有する市町村の主体性に委ねるものであるが、国が一方的に都道府県に計画を策定させようとすることは地方分権の趣旨に反する。</p>
<p><厚生労働省> 対EU, 対米, 対中国等輸出水産食品の取扱い</p>	<p>都道府県は通知に基づき、認定施設手続き、衛生証明書の発行手続き等について輸出業者からの申請受付、書類審査、加工者に対する助言・指導、施設の現地調査、監視、地方厚生局への協議・報告を実施。厚生労働省は実施の義務付けを行なうものでないとしているが、現実には都道府県が実施しない限り輸出に支障が生じるものであり、本来法定受託事務として位置付け、国が経費を措置すべき。</p>
<p><厚生労働省> 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(医療観察法)に関連した県精神保健福祉センター、保健所及び市町村の役割</p>	<p>平成17年7月の医療観察法の施行に際し、法律上明確な根拠がないにもかかわらず、自治事務である「精神保健センター」「保健所」の運営や市町村の業務に関し、運営要領を改正して通知し、新たに広範な役割を求めている。(法律では、保護観察所の長に対し、都道府県知事及び市町村長との必要な情報交換による協力体制の整備、処遇の実施状況の把握、関係機関相互間の緊密な連携の確保に努めるよう規定。)</p>
<p><農林水産省> 野菜指定産地における需給調整ガイドラインの周知</p>	<p>需給調整ガイドラインは全農県本部が全農中央本部に提出した計画に基づき年1回、国が作成している。本来ガイドラインの周知は国が全農中央本部を通して県本部に周知するよう示されているにもかかわらず、実際は県本部へは通知せず、県がその役割を担っている。</p>
<p><農林水産省> 野菜構造改革促進特別対策事業における事業実施報告書の確認</p>	<p>(独)農畜産業振興機構が県法人(県野菜価格安定基金協会)を經由して実施する国補事業の実績報告書の確認について、県の責務として、事業効果のみならず証拠書類の確認を義務付けている。</p>
<p><農林水産省> 農山漁村振興緊急対策利子助成金等交付事業</p>	<p>農業近代化資金の利子補給金事業等については、平成17年度に一般財源化されたが、(財)農林水産長期金融協会における農山漁村振興基金による当該事業については、昨年度まで1/2だった補助率が、1/10まで減額されて継続されており、煩雑な事務処理と規制が継続している。</p>
<p><農林水産省> 輸出錦鯉衛生証明書の発行</p>	<p>農林水産省が定めたガイドラインによると、養殖場又は輸出業者が外国に錦鯉を輸出するときは、都道府県に対しコイヘルペスウイルス病等に関する衛生証明書を求め、これに対し都道府県は衛生証明書を発行することとされているが、本来防疫業務は国が行うべきものであり、仮に諸般の事情に都道府県の対応が適当であれば、法定受託事務として位置付け、国が経費を措置すべき。</p>
<p><農林水産省> 水産業改良普及事業</p>	<p>水産業改良事業について税源移譲が進んでいるにもかかわらず、要綱や水産庁長官通知に基づき、職員の配置や室の運営等に係る国の関与が依然として残っていることは、地方分権の趣旨に反する。</p>

関係省庁・項目	不適切な事例
<p><会計検査院，農林水産省> 会計実地検査指摘事項に係る改善方策実施の通知</p>	<p>新山村振興等農林漁業特別対策事業に係る事務は，地方自治法上自治事務とされているにもかかわらず，当該事業に対する国庫補助金について会計実地検査により不適切とされた事例の改善方策について， 農林水産省 地方との協議や実情把握を行わないまま旧態依然とした全国一律の改善方策を，上意下達方式で示している。 会計検査院 事業省庁が，地方との協議や実情把握を行わないまま旧態依然とした手法で全国一律の改善方策を作成していることを，看過している。</p>
<p><環境省> 湖沼水質保全特別措置法に基づく湖沼水質保全計画の策定</p>	<p>湖沼水質保全計画の策定にあたっては，国の公害対策会議の議を経て，環境大臣の同意を得なければならない。この場合，関係する国の地方機関との協議を経て，本省の了解を得た後，会議に掛けられることになるが，所管外の表記，文言等まで指摘されるなど，国の過剰関与により，事務が煩雑化している。</p>
<p><農林水産省> 農地・水・環境保全向上対策(営農活動支援)における生産計画の審査や実施状況の確認</p>	<p>この事業は，県を経由せずに国が直接実施主体に交付金を交付する事業であるにもかかわらず，交付金の支出根拠となる生産計画の審査や実施状況の確認を県や市町へ求めている。</p>
<p><農林水産省> 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における実施状況の確認</p>	<p>新たな交付金を創設しないよう要望しているにもかかわらず，19年度から創設されるこの事業は，県を経由せずに国が直接実施主体に交付金を交付する場合も想定されるが，交付金の支出根拠となる実施状況の確認等の事務が課題である。</p>